個人の携帯品等の輸出入に関する 特例措置の導入における追加国について (お知らせ)

平成26年8月11日 経済産業省 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

〇 平成24年7月19日より、我が国においてワシントン条約に該当する個人の携帯品などを輸出入する場合に外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく特例 措置を導入しております。

具体的には、個人の方がワシントン条約に該当する動植物を使用した土産品など^{注1}を個人で使用するために携帯(別送品を含む)^{注2}して日本から持ち出し又は日本への持込みをする際に、一定の条件内容の全てを満たしていれば^{注3}、外為法に基づく経済産業大臣の承認証やワシントン条約に基づく輸出許可書の取得が不要となりました。(ただし、日本からの持ち出しについては、持ち込む先の国又は地域においても当該特例措置が適用されていることが必要ですのでご注意ください。)

- 注 1: ワニ、ヘビ、トカゲなどの皮革を使用したバッグ、財布、時計バンド、ベルト、二胡などの 皮革製品、アロエやキャビアなどを使用した化粧品など。
- 注2:本人が携帯し、又は税関に申告の上別送するもの。
- 注3:個人の携帯品等の輸出入に関する特例措置の導入における追加種について(お知らせ) http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/cites/2013/20130911_221_ci.pdf
- <u>今般、台湾においても、ワシントン条約に該当する動植物を使用した土産品など持ち出</u> し又は持込みについて、一部、当該特例措置が導入されました。
 - ※<u>台湾の制度で特例が適用される貨物は下記のみであり、限定的となりますのでご注意</u> ください。詳しくは、台湾の管理当局(経済部国際貿易局)にご確認下さい。
 - (1)食料品であるチョウザメのキャビア(caviar of sturgeon species (Acipenseriformes spp.)): 125g
 - (2) サボテンを使用したレインスティック(rainsticks of Cactaceae spp.):3 個
 - (3) ワニを使用した製品(specimens of crocodilian species): 4 個
 - (4)ピンクガイの殻(queen conch (Strombus gigas) shells): 3 個
 - (5) タツノオトシゴ (seahorses (Hippocampus spp.)): 4個
 - (6)シャコガイ(giant clam (Tridacnidae spp.) shells): 3 個(3 個の総重量が 3kg 以内に限る。)
- ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

Tel: 03-3501-1723

Fax: 03-3501-0997

くワシントン条約に関する経済産業省ホームページ>

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/index.htm